

議 事 録

第 3 回

東村農業委員会総会

平成 3 0 年 3 月 2 6 日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成30年3月26日（月）午後1時30分～午後4時10分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

農地利用最適化推進委員（4人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也
親 泊 康 博	奥本 弘幸(欠席)
外 間 一 功	

4. 欠席委員： 推進委員 奥本弘幸
5. 議事録署名委員： 5番 喜屋武 美恵子 6番 比嘉 昌太
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定について
議案第6号 農業施策に関する建議要望事項について

議長 ただいまより、平成30年第3回東村農業委員会総会を開催致します。会議の出欠状況を報告致します。出席者6名、欠席者0名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、5番喜屋武委員と、6番比嘉委員を指名致します。

また、書記には、事務局の久高を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第4号から議案第6号までの3件となっております。

(3条①)

議長 それでは、議案第4号の農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2について、事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)

以上につきましては、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことでありますので、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2について、審議結果を可とすることに決定されました。

(3条②)

議長 次に、議案第4号の農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3について、事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)
以上につきましては、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことですので、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3について、審議結果を可とすることに決定されました。

(3条③)

議長 次に、議案第4号の農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号4について、事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)
以上につきましては、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号4について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことでありますので、議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 4 について、審議結果を可とすることに決定されました。

(3 条④)

議 長 次に、議案第 4 号の農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 5 について、事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)
以上につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を全て満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。
御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 5 について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことでありますので、議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 5 について、審議結果を可とすることに決定されました。

(集積計画)

議 長 次に、議案第 5 号の農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定についての整理番号 1 についてですが、6 番比嘉委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限により、比嘉委員の一時退席をお願い致します。

(～ 6 番比嘉委員退席～)

議 長 それでは、議案第 5 号の農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号 1 について、事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、売買による担い手への農地集積を目的とするもので、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第5号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号1について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことでありますので、議案第5号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号1について、審議結果を可とすることに決定されました。

議長 議案第5号の整理番号1について、議事が終了しましたので、6番比嘉委員の入室を認めます。

(～6番比嘉委員入室～)

(建議要望)

議長 次に、議案第6号の農業施策に関する建議要望事項について、事務局から説明をお願い致します。

事務局 説明致します。農業施策に関する建議要望事項について、事前に各委員に依頼していましたが要望事項をお手元に配布してありますように取りまとめました。事務局といたしましてはこの内容をもって承認という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 資料確認の為、暫時休憩致します。

事務局 配付資料を読み上げて説明する。(内容書略)

議長 再会致します。休憩中に資料の確認を十分になされたと思いますので、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第6号、農業施策に関する建議要望事項について、討論を省略し承認と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことでありますので、議案第6号、農業施策に関する建議要望事項について、審議結果を承認とすることに決定されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第3回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。